

届出避難所登録制度

届出避難所登録制度とは

- 地域の集会所などを市に届け出て、災害時の避難所として活用する制度
- 市の職員は常駐しません
- 事前登録で市が把握することで、災害時の物資等の支援が受けやすくなります

1

対象施設

- 地域の集会所、公民館、民間施設など
- 所有者・管理者の同意が必須
- 避難できる床面積がおおむね50㎡以上
- 災害種別に応じて、安全が確保できる

2

登録できる団体

- 地域の自主防災組織
- 自主防災組織のない町内会

※組織の代表者が市へ届け出ます

3

登録までの流れ

- ① 組織の代表者が届出書を提出
- ② 市が建物の安全性などを確認
- ③ 必要に応じて届出者と協議
- ④ 登録通知書を送付

4

受けられる支援

- 避難所として市が把握し、災害時の迅速な対応が可能
- 希望により、市の物資を一部貸与
- 届出しなくても、災害時の支援内容（食事や物資など）に違いはありません

5

注意していただきたい点

- 市の指定避難所を開設しない場合は、支援ができません
- 簡単なマニュアルを用意しますので、避難者数など市への報告をお願いします
- 長期化する場合、市が指定する避難所に移っていただく場合があります

6

担当：長岡市危機管理防災本部
電話：0258-39-2262
Mail：bousai@city.nagaoka.lg.jp

ながおか防災
ホームページ

